

第 2 章

事務事業・施策課題の取組及び 川崎市政策評価委員会の検証結果

第2章 事務事業・施策課題の取組及び川崎市政策評価委員会の検証結果

1 事務事業・施策課題の概要

フロンティアプランでは、基本構想で示した7つの基本政策（表2-1参照）ごとに、施策課題の現状と課題を明らかにしています。また、施策課題の解決に向けて取り組む施策に対応する事務事業について、取組内容、現状及び計画期間内の目標を示しています。

各施策課題は、配下の事務事業の実施を通じて、課題を解決する施策が推進される関係にあることから、事務事業の達成状況の評価を行うとともに、その結果を踏まえて施策評価（課題解決に向けた施策の推進状況に対する評価）を行いました。

＜表2-1 基本政策の体系＞

基本政策	主な内容
I 安全で快適に暮らす まちづくり	市民の身近な暮らしの安全の確保、防災体制を強化し災害に強いまちづくりの推進、市民協働による地域課題の解決、日常生活での利便性向上に向けた取組、市民がいつまでも地域に住み続けたいと思えるような環境づくり
II 幸せな暮らしを共に支える まちづくり	市民の安心を保障する持続型の地域福祉社会の構築、市民一人ひとりが自らにかかわることは自らの責任と選択によって決定できるための取組の促進、地域社会に必要なセーフティネットの維持・提供
III 人を育て心を育む まちづくり	未来を担う子どもたちがたくましく生きる力を身につけ、すこやかに成長する姿を市民が実感できるような地域社会の構築、市民が生涯を通じていきいきと学び、活動することへの支援、多様な市民の経験や能力が地域の中で活かされるような環境づくり、人権が尊重され、誰もが共に生きていける社会の構築
IV 環境を守り自然と調和した まちづくり	快適な市民生活を守るための地域の環境対策への取組、廃棄物の抑制やリサイクルなど、循環型社会の構築をめざした責任ある行動の推進、市民共有の貴重な財産である緑の適切な保全と育成
V 活力にあふれ躍動する まちづくり	活力ある産業の創出や臨海部の再生、環境や福祉をはじめとした新産業の創造・育成など、国際競争力の強化と国際社会への貢献に向けた取組の推進、都市拠点や基幹的な交通網などについて、民間活力との連携を図りながら総合的・効果的な整備を推進
VI 個性と魅力が輝く まちづくり	都市イメージの向上と、多くの人々が集う賑わいのあるまちづくりの推進、個性にあふれ国際性に富んだ多様な文化の振興や地域間交流の推進、多摩川をはじめとした貴重な地域資源を活かし、川崎の魅力として育成
VII 参加と協働による市民自治 のまちづくり	新たな自治のしくみをつくり、市民本位の行政運営を推進、市民と行政の協働によるまちづくりの推進、地域の課題を解決できる区役所の機能の整備、市民満足度の高い行政サービスの提供

2 第3期実行計画 事務事業の達成状況

フロンティアプランの基本政策に位置付けられた926の事務事業のうち、計画策定当初の目標を変更することなく推進することができたのは783あり、この中で社会経済環境の変化や関係機関との調整に日時を要したことなどにより、目標を下回ったものが5（926の事務事業に占める割合は0.5%）ありましたが、目標を（大きく）上回って達成または目標をほぼ達成したものが778（84.0%）あり、全体としては順調に進捗しました。

一方で、川崎シンフォニーホール管理運営事業など、社会経済環境の変化等により、計画策定当初の目標を変更した事務事業が121（13.1%）、計画策定後に新設した事務事業が22（2.4%）あり、これらを合計した143（15.4%）のうち、4（0.4%）が目標を下回りましたが、139（15.0%）が目標を上回って達成または目標をほぼ達成しました。

また、目標を変更し、または新設したものを含め、計画期間の目標に対し、上回って達成またはほぼ達成したものの（達成状況区分Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅱ*及びⅢ*）は、事務事業のうち917（99.0%）ありました。

3か年の実行計画期間における事務事業の目標達成状況を表2-2で示した5段階の区分で評価しました。基本政策に位置付けられた事務事業について、7つの基本政策ごとに達成状況の内訳を示したものが表2-3のとおりです。

<表2-2 事務事業に対する各達成状況区分の内容>

事務事業 の分類	達成状況区分	各区分に該当するケース	事務事業数	構成比(%)
計画策定 当初の目 標から変 更してい ない事務 事業	Ⅰ 目標を大き く上回って 達成	<ul style="list-style-type: none"> ●目標に明記した期日よりも相当早く達成し、そのことによりコスト面や市民サービスに大きく貢献した。 ●目標に明記した内容よりも相当高い水準であった。 ●目標に明記した数値を大きく上回った。 	1	0.1
	Ⅱ 目標を上回 って達成	<ul style="list-style-type: none"> ●目標に明記した期日よりも早めに達成し、そのことによりコスト面や市民サービスに貢献した。 ●目標に明記した期日どおり達成し、明記した内容よりも高い水準であった。 ●目標に明記した数値を上回った。 	13	1.4
	Ⅲ 目標をほぼ 達成	<ul style="list-style-type: none"> ●目標に明記した期日、内容どおりに達成した。 ●途中で多少の遅れはあったものの、最終期限には間に合う形で、目標に明記した内容どおりに達成した。 ●目標に明記した数値とほぼ同じであった。 ●概ね適正に処理し、業務遂行に支障がなかった。 	764	82.5
	Ⅳ 目標を下回 った	<ul style="list-style-type: none"> ●目標に明記した内容は達成したが、期日が遅れた。 ●目標に明記した期日どおりであったが、明記した内容に満たない水準であった。 ●目標に明記した数値を下回った。 ●所定の期日に間に合わないなど、業務を適正に処理できなかった。 	5	0.5
	Ⅴ 目標を大き く下回った	<ul style="list-style-type: none"> ●目標に明記した期日よりも遅れ、明記した内容に満たない水準であった。 ●目標に明記した数値を大きく下回った。 	0	—
計画策定当初の目標から変更していない事務事業の小計			783	84.6

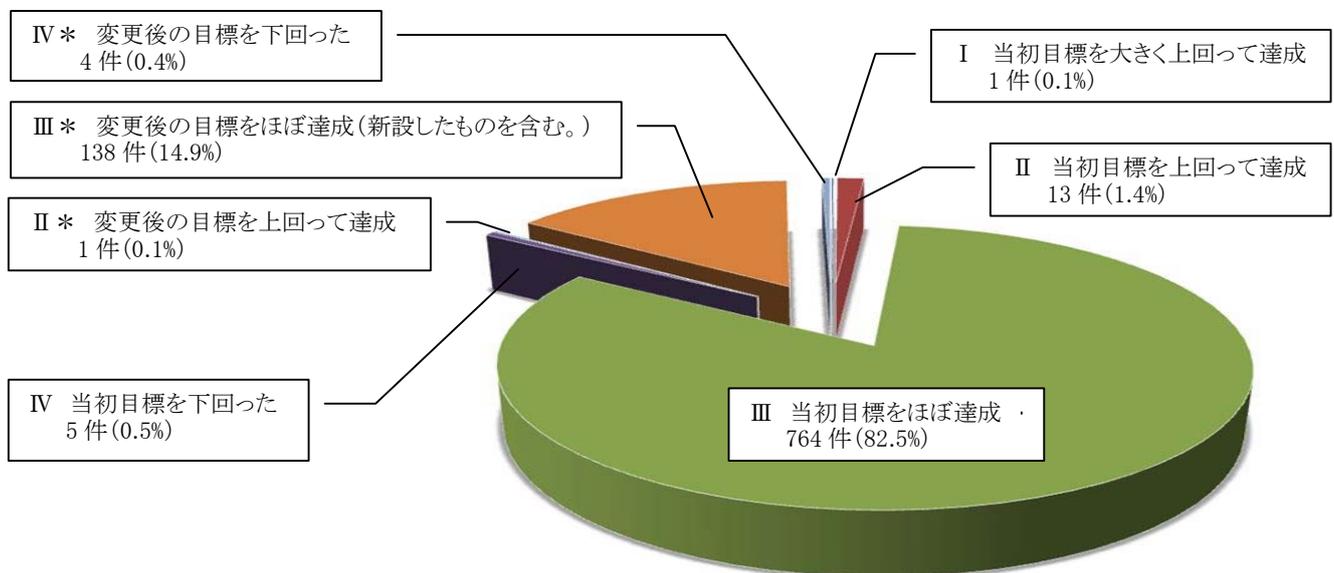
778
(84.0%)

事務事業の分類	達成状況区分		各区分に該当するケース	事務事業数	構成比(%)
				(新設事務事業の内数)	
計画期間の途中で当初目標から変更した、または新設した事務事業	Ⅱ*	目標を上回って達成	※区分「Ⅱ」の「目標」を、「変更後の目標」または「新設した事務事業の目標」に読み替えたもの。	1(0)	0.1
	Ⅲ*	目標をほぼ達成	※区分「Ⅲ」の「目標」を、「変更後の目標」または「新設した事務事業の目標」に読み替えたもの。	138(22)	14.9
	Ⅳ*	目標を下回った	※区分「Ⅳ」の「目標」を、「変更後の目標」または「新設した事務事業の目標」に読み替えたもの。	4(0)	0.4
計画期間の途中で当初目標から変更した、または新設した事務事業の小計				143(22)	15.4
合 計				926(22)	100

参考：計画期間の途中で当初目標から変更した121の事務事業について、当初目標に対する達成状況を分析すると次のとおりです。

達成状況区分	内 容	変更後の目標達成状況	構成比 (%)	当初目標に対する達成状況	構成比 (%)
I	目標を大きく上回って達成	0	—	1	0.1
II	目標を上回って達成	1	0.1	8	0.9
III	目標をほぼ達成	116	12.5	82	8.9
IV	目標を下回った	4	0.4	26	2.8
V	目標を大きく下回った	0	—	1	0.1
VI	法制度の改正等の事情のため、事務事業の実績を当初目標と比較することが困難又は不適當	—	—	3	0.3
合 計		121	13.1	121	13.1

<図2-1 事務事業の達成状況区分別件数・構成比>



<表2-3 事務事業の基本政策別 達成状況区分内訳>

	事務事業数								合計 (新設した事務事業の内数)	構成比 (%)
	基本政策別の内訳									
	I 安全で快適に暮らすまちづくり	II 幸せな暮らしを共に支えるまちづくり	III 人を育て心を育むまちづくり	IV 環境を守り自然と調和したまちづくり	V 活力にあふれ躍動するまちづくり	VI 個性と魅力が輝くまちづくり	VII 参加と協働による市民自治のまちづくり			
I 目標を大きく上回って達成	0	0	0	0	1	0	0	1	0.1	
II 目標を上回って達成	2	1	2	5	3	0	0	13	1.4	
III 目標をほぼ達成	148	143	108	108	127	42	88	764	82.5	
IV 目標を下回った	3	1	1	0	0	0	0	5	0.5	
V 目標を大きく下回った	0	0	0	0	0	0	0	0	—	
計画策定当初の目標から変更していない事務事業の小計	153	145	111	113	131	42	88	783	84.6	
II * 目標を上回って達成	1	0	0	0	0	0	0	1(0)	0.1	
III * 目標をほぼ達成	29	23	14	14	31	15	12	138 (22)	14.9	
IV * 目標を下回った	0	2	0	0	1	0	1	4(0)	0.4	
計画期間の途中で当初目標から変更した、または新設した事務事業の小計	30	25	14	14	32	15	13	143 (22)	15.4	
合計	183	170	125	127	163	57	101	926	100	

778
(84.0%)

139
(15.0%)

917
(99.0%)

3 第3期実行計画 施策評価結果

第3期実行計画に位置付けられた261の施策課題について、計画期間の3か年における施策評価を行った結果、「施策が推進していないもの」はなく、すべての施策課題は、「施策の目標」の実現に向けて、施策が概ね順調に推進しました。

内訳としては、施策が順調に推進したものが253（261の施策課題に占める割合が96.9%）、そのうち新たな課題等がないものは40（同15.3%）、新たな課題等があるが、今後も現在の取組の継続等により対応できるものは213（同81.6%）ありました。一方、施策が一定程度推進したものの、新たな課題等があり、計画の見直し等が必要なものが8（同3.1%）ありました。

施策評価は、第3期実行計画に位置付けられた施策課題ごとに、配下の事務事業の達成状況を取りまとめ、施策としての推進状況について、表2-4で示した区分で評価しました。基本政策ごとの評価区分の内訳を含めて、全体の結果を示したものが表2-5のとおりです。

<表2-4 施策課題の各評価区分の内容>

評価区分	内 容	
A	施策が順調に推進したもの	I ●「施策の目標」の実現を阻害するような新たな課題や残された課題等はなく、「施策の目標」に向かって順調に進捗している場合
		II ●新たな課題や残された課題等があるが、「施策の目標」の実現を阻害するようなものではなく、今後も現在の取組の継続又は一部改善により対応できる場合
B	施策が一定程度推進したもの ●新たな課題や残された課題等があり、「施策の目標」の実現に向けて、計画の見直しや取組の改善が必要な場合 ●施策課題の配下の主要な事務事業で、新たな課題等があり目標を下回ることなどにより、課題解決が一定程度に留まり取組の見直しが必要な場合	
C	施策が推進していないもの ●前提としていた諸条件（法制度等）が大きく変化し、取組内容の抜本的な見直しを行わなければ、「施策の目標」の実現が困難な場合 ●施策課題を構成する主要な事務事業が、新たな課題の出現により大幅に遅れ、または、対応困難なものとなるなど目標を大きく下回ることとなり、施策課題の解決に向け停滞している場合	

4 施策評価に対する川崎市政策評価委員会の検証結果

本市では、評価制度の改善・改良に資することを目的として、行政自らが実施した評価結果について、その評価が客観的かつ公正な評価手法等に基づき実施されているかなどについて審議を行う川崎市政策評価委員会を設置しています。

平成25年度に実施した施策評価について、同委員会から、18ページから29ページまでのとおり検証結果が示されました。

平成26年8月

川崎市長 福田 紀彦 様

川崎市政策評価委員会

委員長 垣内 恵美子

平成25年度施策評価の検証結果について

川崎市政策評価委員会では、平成25年度の「施策評価」が客観的かつ公正な評価手法に基づき実施されたか、また「評価の結果は市民にとって分かりやすいものとする」という川崎市自治基本条例第17条第2項の規定に沿って市民の目線で分かりやすく実施されたか等について検証を行いました。

その結果、全体としては、「施策進行管理・評価票」の記載内容について、「川崎再生フロンティアプラン」の適切な進行管理や市民への説明責任を果たしていくという目的に向かって、概ね適正な取組が行われたものと認められました。

一方、「施策進行管理・評価票」記載内容のうち、より分かりやすい記述に改める必要があると思われる事例も一部に見られました。

本委員会では、市の評価制度の改善・改良を一層促進するという観点から、別紙のとおり、各種の改善意見を含む検証結果を取りまとめましたので、市においては、今後、新たな総合計画の策定等において、これを十分尊重した取組を進めていくことを望みます。

平成25年度施策評価の検証結果

平成26年8月

川崎市政策評価委員会

目 次

はじめに

- 1 検証の対象及び検証の項目・手法
- 2 検証の結果、改善意見等
- 3 今後の課題と取組の方向性

新たな評価制度に向けて

はじめに

川崎市は、平成17年3月に市政運営の基本方針として策定した市の総合計画である「川崎再生フロンティアプラン」の適切な進行管理を行うため、「川崎再生ACTIONシステム（事務事業総点検及び施策評価）」を活用して「計画・実行・評価・改善（Plan-Do-Check-Action）」の仕組みを構築し、地域課題の解決に向けて、施策や事業の効果的・効率的な実施に取り組んできました。

第3期実行計画期間の最終年度となる平成25年度においても、こうしたPDCAサイクルの仕組みを活かして、社会環境の変化に迅速かつ的確に対応するための取組を推進しました。

本委員会は、こうした市の取組のうち、市自らが行った施策の評価について、「評価の結果は市民にとって分かりやすいものとする」という川崎市自治基本条例第17条第2項の規定に沿って、市民の目線で分かりやすい評価が実施されているかという視点から検証を行い、市の評価制度の改善に向けた意見等を付しています。

1 検証の対象及び検証の項目・手法

（1）検証対象とした「施策課題」

第3期実行計画に関する本委員会における検証は、261の全施策課題のうち、主な120の施策課題を抽出して行いました。

（2）検証の項目と手法

検証は、市の評価結果をまとめた「施策進行管理・評価票（以下「評価票」という。）」の記載項目に沿って、次ページの表1のとおり設けられた4つのチェックポイントに対して、「良（良好と判断）」、「可（概ね良好と判断）」、「要改善（市民に誤解を与える等により、説明責任が果たされていないと判断）」の3段階で判定する方式で行いました。

従来、この判定は、各委員が各チェックポイントの対象となる記載項目全体について、本委員会での審議を経て策定された『「施策進行管理・評価票」検証マニュアル（以下「検証マニュアル」という。）』に基づいた総合的な判断により行っていました。

しかし、判定結果に対する一層の客観性向上等を目的として、平成24年度施策評価に対する検証の際に検証マニュアルを改訂し、各チェックポイントの下に設けた着眼点ごとに、判定基準に基づいて点数を付けることとし、その合計点で各チェックポイントの3段階判定が自動的に決まる方式を採用しました。

この方式により検証を実施した後、昨年度の本委員会で委員から一定の評価を得たことから、今回も同方式を継続して実施しました。

表 1 判定基準一覧

検証項目	チェックポイントの趣旨及び判定基準	着眼点の趣旨	着眼点ごとの具体的な判定基準 ※2点と0点のどちらにも当てはまらない場合を1点とする。	
			2点	0点
(1) 目標の妥当性	<p>チェックポイント①</p> <p>「施策の目標」の記載は妥当かつ分かりやすいか。</p> <p>【判定基準】 着眼点①～③の合計点により3段階に判定する。 0～2点→「要改善」 3～4点→「可」 5～6点→「良」</p>	<p>着眼点① 解決すべき課題、施策の概要と関連した目標が設定されているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・課題、概要に書かれている項目と、目標の内容がもれなく対応(一致)している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・課題、概要に書かれている項目が、目標に書かれていない。 ・課題、概要に書かれていない項目が、目標に書かれている。 ・目標の記載が不十分のため、課題、概要との対応関係が明らかでない。
		<p>着眼点② 目標の記載内容は、施策を実施した結果、目指すべき到達点を示したのになっているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施策を実施することによる到達点が、事例や「参考指標」などを引用して、分かりやすく具体的に記載されている。(具体的、数値的な目標を立てにくいと考えられる施策課題については、定性的な記載でもかまいません)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・課題(～が求められます)や、概要(～を行います、取り組みます)の繰り返しになっている。 ・具体的、数値的な到達点が書けるのに書いていないため、目標達成状況を判断しづらくなっているもの。
		<p>着眼点③ 目標の記載内容が、難解なものになっていないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・専門用語や難解・耳慣れない言葉を使わずに書かれている。 ・専門用語や難解・耳慣れない言葉が使われていても、課題、概要、目標または用語説明のいずれかの欄で説明されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門用語や難解・耳慣れない言葉が使われているにもかかわらず、どの欄でも説明がない。
(2) 成果説明の妥当性	<p>チェックポイント②</p> <p>「当該年度の成果」は施策課題全体を網羅しており、「残された課題等」とともに、具体的かつ分かりやすいものとなっているか。</p> <p>【判定基準】 着眼点④～⑥の合計点により3段階に判定する。 0～2点→「要改善」 3～4点→「可」 5～6点→「良」</p>	<p>着眼点④ 解決すべき課題、施策の概要、施策の目標の記載に、もれなく対応した成果の説明になっているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・課題、概要、目標に記載された項目に、もれなく対応した当該年度の成果の説明がなされている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・課題、概要、目標に記載された項目のうち、当該年度の成果の説明がされていないものがある。
		<p>着眼点⑤ 施策の目標に対して、成果がどうであったか、参考指標を用いながら説明されているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・参考指標を用いて、目標に対する具体的な成果が説明されている。 ・成果が出なかったこと及びその理由を明確に説明している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・参考指標を用いず、かつ目標に対する具体的な成果の説明になっていない。 ・成果が出ていないことを記載しているが、その理由を説明していない。
		<p>着眼点⑥ 成果及び残された課題等の記載内容が、難解なものになっていないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・専門用語や難解・耳慣れない言葉を使わずに書かれている。 ・専門用語や難解・耳慣れない言葉が使われていても、用語説明等のいずれかの欄で説明されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門用語や難解・耳慣れない言葉が使われているにもかかわらず、どの欄でも説明がない。
(3) 参考指標の妥当性及び分かりやすさ	<p>チェックポイント③</p> <p>「当該年度の成果」、「残された課題等」、「その評価区分とした理由」は、「評価結果(評価区分A I、A II、B、C)」と見合った内容となっているか。</p> <p>【判定基準】 着眼点⑦～⑧の合計点により3段階に判定する。 0～1点→「要改善」 2～3点→「可」 4点→「良」</p>	<p>着眼点⑦ 当該年度の成果及び残された課題等の内容は、選んだ評価区分と整合した説明になっているか。</p>	<p>表2(次ページ参照)のとおり、各区分の内容に沿った記載となっている。</p>	<p>表2(次ページ参照)に示された各区分の内容と明らかに矛盾した記載となっている。</p>
		<p>着眼点⑧ その評価区分とした理由欄の記載が、成果等の要約として適切なものとなっているか。</p>	<p>表2(次ページ参照)に示された各区分の内容に沿って、成果、課題等が適切に要約されている。</p>	<p>表2(次ページ参照)に示された各区分の内容に照らして、明らかに矛盾した要約となっている。</p>
(3) 参考指標の妥当性及び分かりやすさ	<p>チェックポイント④</p> <p>「参考指標」は成果を説明するものとしてふさわしいか。また、具体的かつ分かりやすいか。「参考指標」が設定されていない場合、その理由は妥当か。</p> <p>【判定基準】 着眼点⑨～⑩の合計点により3段階に判定する。 0～1点→「要改善」 2～3点→「可」 4点→「良」</p>	<p>着眼点⑨ 参考指標は、当該施策の主要な取組や施策の目標に関連するものとなっているか。(未設定の場合、0点)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当該施策の主要な取組や目標達成状況を説明するのにふさわしい参考指標が設定されている。 ・施策に対して間接的・背景的な指標が設定されていても、施策の性質上、施策と直接連動する指標を設定できない事情が読み取れる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・参考指標を1つも設定していない場合。 ・現在の参考指標が、当該施策の主要な取組や目標達成状況を説明する指標として不適切で、他に適切なものが存在すると考えられる場合(昨年度、担当課から対応困難という回答があったものを除く)。
		<p>着眼点⑩ 参考指標が設定されている場合、その考え方や計画値に対する状況の説明が、適切に行われているか。設定されていない場合は、市民が理解できるような理由や背景が、指標の説明欄に記載されているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・参考指標の説明がわかりやすい。 ・参考指標を設定していない場合、その理由について納得のいく説明がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・参考指標の説明がわかりにくい。 ・参考指標を設定していない場合、その理由について説明がない。

また、この判定と併せ、市民にとってより分かりやすい記載方法等の実現を要望する「改善意見等」や、評価票の記載内容に関する印象や感想を伝える「感想等」の記載を通じて、各委員の意向を所管課に伝えることとしました。

なお、表1のチェックポイント③の着眼点⑦及び⑧の判定基準については、次表のとおり示しています。

表2 各評価区分の内容に沿った評価票の記載内容一覧

評価区分	評価区分の内容	解決すべき課題に対する当該年度の成果欄に記載すべき内容	残された課題、新たな課題、社会環境の変化等の欄に記載すべき内容
A I	【施策が順調に推進したもの】 ●「施策の目標」の実現を阻害するような新たな課題や残された課題等はなく、「施策の目標」に向かって順調に進捗している場合	目標を達成するのに十分な成果が記載され、施策が順調に推進していることが説明されている。	空欄
A II	【施策が順調に推進したもの】 ●新たな課題や残された課題等があるが、「施策の目標」の実現を阻害するようなものではなく、今後も現在の取組の継続又は一部改善により対応できる場合	目標を達成するのに十分な成果が記載され、施策が順調に推進していることが説明されている。	現に施策の目標の実現を阻害するほどではないが（成果の発現への影響があっても軽微）、成果の発現に若干のマイナス影響を与える軽度の要因、または今後、施策の目標の実現を阻害するおそれのある要因が記載されている。
B	【施策が一定程度推進したもの】 ●新たな課題や残された課題等があり、「施策の目標」の実現に向けて、計画の見直しや取組の改善が必要な場合 ●施策課題の配下の主要な事務事業で、新たな課題等があり目標を下回ることなどにより、課題解決が一定程度に留まり取組の見直しが必要な場合	目標を達成するための成果が不足していることが記載され、施策の推進が順調とは言えず、一定程度にとどまることが説明されている。	目標の実現（成果の発現）を阻害した要因について記載されている。
C	【施策が推進していないもの】 ●前提としていた諸条件（法制度等）が大きく変化し、取組内容の抜本的な見直しを行わなければ、「施策の目標」の実現が困難な場合 ●施策課題を構成する主要な事務事業が、新たな課題の出現により大幅に遅れ、または、対応困難なものとなるなど目標を大きく下回ることとなり、施策課題の解決に向け停滞している場合	目標達成に向けた成果がほとんどないことが記載され、施策がほぼ推進していないことが説明されている。	前提としていた諸条件（法制度等）が大きく変化していること等、目標の実現（成果の発現）を阻害した要因について記載されている。

（平成25年度版の検証マニュアルから抜粋引用）

2 検証の結果、改善意見等

(1) 検証結果の概況

検証を行う120施策課題に対して、1施策課題につき2名の委員が、3つの検証項目について、あわせて4つのチェックポイントで検証を行いました。

表3のとおり、4つのチェックポイントについて、「良（良好と判断）」、「可（概ね良好と判断）」と判定されたものが延べ903件（構成比94.1%）ありました。

一方、「要改善（市民に誤解を与える等により、説明責任が果たされていないと判断）」と判定されたものが、延べ57件（同5.9%）あり、これらについては市民の目線に立って、後述する「改善意見等」に沿った記載内容の見直しが必要となっています。

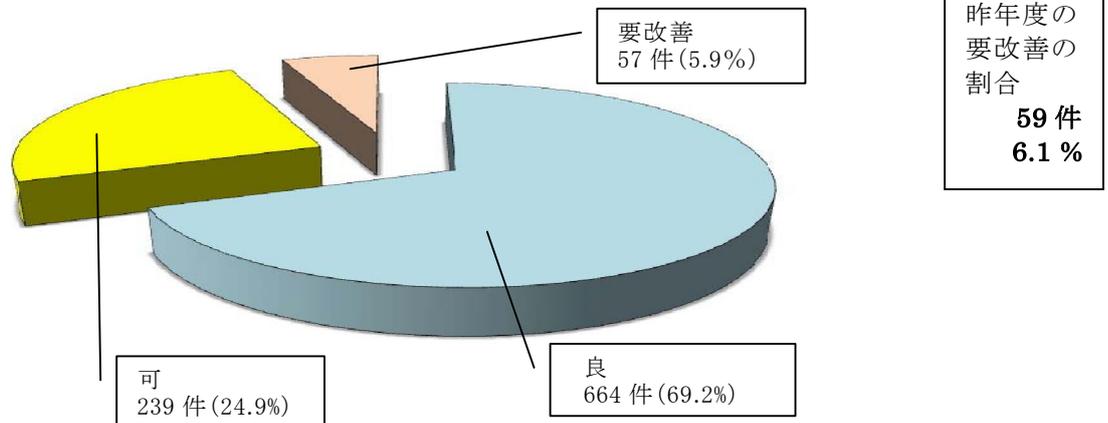
表3 検証項目・チェックポイント別 判定結果分布

(単位；件)

	検証項目(1)	検証項目(2)		検証項目(3)	合計
	目標の妥当性	成果説明の妥当性		参考指標の妥当性及び分かりやすさ	
	チェックポイント① 「施策の目標」の記載は妥當かつ分かりやすいか。	チェックポイント② 「当該年度の成果」は施策課題全体を網羅しており、「残された課題等」とともに、具体的かつ分かりやすいものとなっているか。	チェックポイント③ 「当該年度の成果」、「残された課題等」、「その評価区分とした理由」は、「評価結果（評価区分：AⅠ、AⅡ、B、C）」と見合った内容となっているか。	チェックポイント④ 「参考指標」は成果を説明するものとしてふさわしいか。また、具体的かつ分かりやすいか。「参考指標」が設定されていない場合、その理由は妥當か。	
良	171 71.3%	169 70.4%	169 70.4%	155 64.6%	664 69.2%
可	53 22.1%	54 22.5%	64 26.7%	68 28.3%	239 24.9%
要改善	16 6.7%	17 7.1%	7 2.9%	17 7.1%	57 5.9%
合計	240 100%	240 100%	240 100%	240 100%	(注)960 100%

(注) 120の施策課題を2名の委員が4つのチェックポイントについて検証したことから、判定か所の総数は、120の施策課題×2名の委員×4つのチェックポイントで、960件となっています。

図1 検証項目・チェックポイント別 判定結果割合



本委員会では、評価票の検証に当たり、「要改善」と判定したものだけでなく、「良」、「可」と判定したものについても、記載内容をより分かりやすくするという観点から、必要に応じて改善意見等を付すこととしました(改善意見等の内容は次ページに記述)。

改善意見等は、各評価票のチェックポイント単位で記入することとなっており、全960か所(120施策課題×2名×4チェックポイント)のうち、211か所で意見がありました。検証項目・チェックポイント別の改善意見等の状況を示すと表4のとおりです。

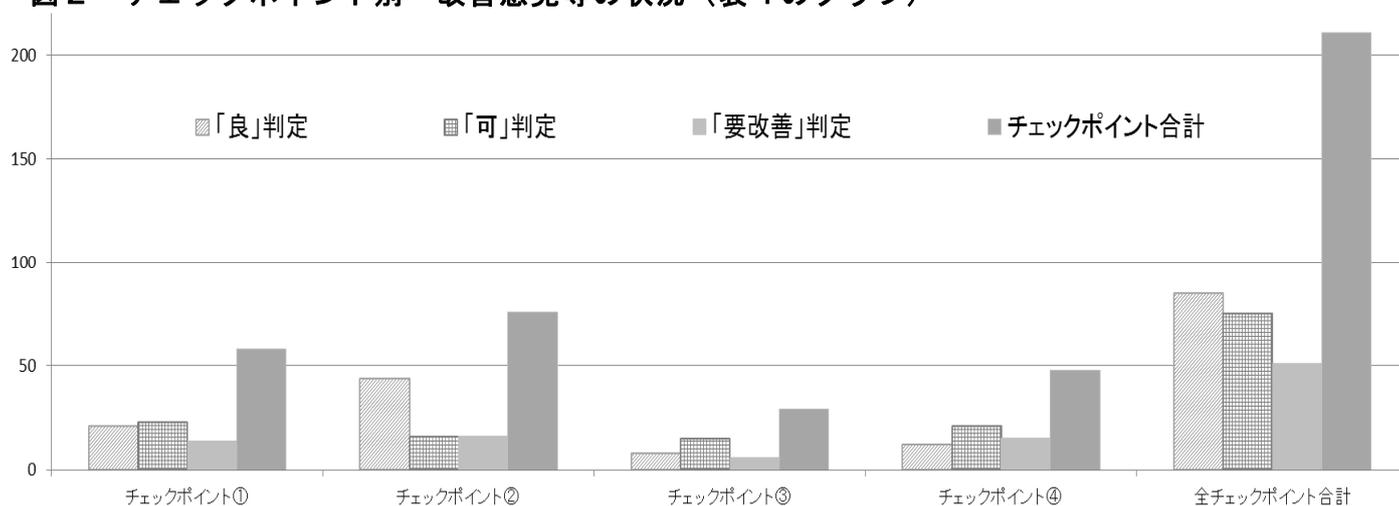
表4 検証項目・チェックポイント別 改善意見等の状況

(単位；か所)

検証項目	チェックポイント	改善意見等のあったチェックポイント数			
		改善意見等のあったチェックポイントの判定結果の内訳			改善意見等のあったチェックポイント数
		良	可	要改善	
(1) 目標の妥当性	①「施策の目標」の記載は妥当かつ分かりやすいか。	21	23	14	58
(2) 成果説明の妥当性	②「当該年度の成果」は施策課題全体を網羅しており、「残された課題等」とともに、具体的かつ分かりやすいものとなっているか。	44	16	16	76
	③「当該年度の成果」、「残された課題等」、「その評価区分とした理由」は、「評価結果(評価区分：AⅠ、AⅡ、B、C)」と見合った内容となっているか。	8	15	6	29
	検証項目(2)の小計	52	31	22	105
(3) 参考指標の妥当性及び分かりやすさ	④「参考指標」は成果を説明するものとしてふさわしいか。また、具体的かつ分かりやすいか。「参考指標」が設定されていない場合、その理由は妥当か。	12	21	15	48
合計		85	75	51	211

図2 チェックポイント別 改善意見等の状況(表4のグラフ)

(単位；か所)



(2) 改善意見等

個々の評価票について、各委員が検証を行った結果、様々な意見が提示されました。これら検証項目・チェックポイント別の意見と総括的な意見を主な改善意見等の要旨として取りまとめたものは、次のとおりです。

なお、「ア 検証項目・チェックポイント別の意見」のうち「※」を付けているのは、判定が「要改善」になった意見を含むものです。

ア 検証項目・チェックポイント別の意見

検証項目（1）目標の妥当性

チェックポイント	主な改善意見等の要旨
①「施策の目標」の記載は妥当かつ分かりやすいか。	<ul style="list-style-type: none"> ●目標の記載内容が抽象的であったり、施策の転載・書き換えに留まっている。目標として相応な内容（到達を目指す姿・状態、目指す水準・量等の明記）に改めるべき。※ ●「ハザードマップ」「ファミリーグループホーム」「スクールカウンセラー」「ICT（情報通信技術）」などの用語には、説明があったほうがよい。※ ●課題や施策概要で明示されている視点が、目標にはない。※

検証項目（2）成果説明の妥当性

チェックポイント	主な改善意見等の要旨
②「当該年度の成果」は施策課題全体を網羅しており、「残された課題等」とともに、具体的かつ分かりやすいものとなっているか。	<ul style="list-style-type: none"> ●参考指標の数値をあげた成果説明があった方がよい。※ ●計画値・実績値の違いがどういった原因によるものなのかに対する検証があると、さらに、本施策の課題や方向性が明確になる。 ●施策概要に記載された内容について、成果で言及されていない。※ ●成果が、実施した取組の説明に留まっている印象がある。取組により（派生的なものを含め）どのような成果が得られたかを追記すべき。

チェックポイント	主な改善意見等の要旨
③「当該年度の成果」、「残された課題等」、「その評価区分とした理由」は、「評価結果（評価区分：AⅠ、AⅡ、B、C）」と見合った内容となっているか。	<ul style="list-style-type: none"> ● 施策が順調に推進したという説明はあるが、新たな課題についての言及がなく、この区分を選んだ理由としては不十分である。※ ● 「残された課題」の記述が、「課題」ではなく「重要性の主張」になっている。

検証項目（3）参考指標の妥当性及び分かりやすさ

チェックポイント	主な改善意見等の要旨
④「参考指標」は成果を説明するものとしてふさわしいか。また、具体的かつ分かりやすいか。「参考指標」が設定されていない場合、その理由は妥当か。	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設の設置個所数が、「大きいほどよい」性質の参考指標となっているが、際限なく設置すればよいものでもないはずなので、適正な必要数を算出したうえで、整備率で表現するとよい。※ ● 指標の説明が、施策のアピールになっている。※ ● 指標としている事項が、課題、施策概要、目標、成果のいずれにも記載されていない。

イ 総括的な意見

意見の要旨
<ul style="list-style-type: none"> ● 課題の記述が抽象的な問題提起になってしまっているため、それ以降の記載項目（目標等）が全体的に分かりにくくなっている印象を受けた。 ● 「グローバルコンパクト」「エコビジネスフォーラム」「グリーン・イノベーション」「マッチングフォローアップ」など聞きなれないカタカナ語が多い印象がある。 ● 事業の特質上やむを得ないのだろうが、少し抽象的な表現が多く、わかりにくい。何をもってそのように評価しているかが見えにくい。 ● 他の施策と重複がかなりあるように見える。整理する必要がある。 ● 予算額等の面から規模が異なる施策・事業を一律に同じ方式で評価することについて、やや疑問を感じる。

3 今後の課題と取組の方向性

市の評価制度である「川崎再生ACTIONシステム（事務事業総点検及び施策評価）」は、「川崎再生フロンティアプラン」の着実な進行管理を行うためのツールとして活用され、その結果の公表を通じて市民への説明責任を果たしてきました。市においては、全ての施策・事務事業を対象として、目標等の実現に向けた課題を整理し、予算編成や組織整備・人員配置計画の策定に反映させるなどの活用を図っており、この点については、本委員会においても高く評価していることは、これまでも述べてきたところです。

市では、昨年度に本委員会から示された意見の各所管局へのフィードバックを行うことにより、成果の説明や参考指標の設定等において改善が図られ、分かりやすさが更に向上しました。一方で、一部の評価票では、目標の記載が抽象的であったり、参考指標と成果説明の項目に不一致があるか所が見受けられるなどの課題も残っています。

本委員会としては、市の取組を市民により分かりやすく伝えるため、平成25年度の施策評価及び検証作業の結果を踏まえ、今後の課題や取組の方向性について、次のとおり、意見をまとめました。

（1）明確な行政課題・取組内容・達成目標の設定

市の取組の結果や成果を市民に分かりやすく伝えるためには、市が取り組むべき課題、解決に向けた取組及び取組によって目指すべき目標のそれぞれを、一層明確なものとするとともに、相互の論理的な関連性を担保していくことが必要です。

特に、目標の設定に際しては、成果指標を効果的に活用するとともに、計画期間の中間目標を設定することなどにより、市の取組の進捗状況を適切に把握していくことが望まれます。

（2）市民にとって分かりやすい広報の実現

市の取組の結果や成果については、単にそれらを公表して終わるものではなく、その内容が着実に市民の目に触れ、理解を得るとともに、市民から意見をいただきながら、次年度以降に反映し、PDCAサイクルを確実に実現していくことが求められています。

一方で、市の取組の中には、広範・複雑・専門的な内容を持ち、そのままでは市民に対して分かりやすく伝えることが難しいものがあります。そのような中で、情報を市民に分かりやすく提供するため、市の取組の結果を要約した小冊子等を作成し、市民が情報をより入手しやすいようにするなど、一層の工夫が求められます。

(3) 一層効率的・効果的な評価制度の実現に向けた取組

市の取組に関する評価制度については、P D C Aサイクルの効果的な実現を図る観点から、成果指標の活用や事業の重要性・性質に応じた評価手法を検討することなど、本委員会でこれまでに出された意見を踏まえて、より効率的・効果的で、市民目線を意識した分かりやすい仕組みとするための見直しを行っていくことが求められます。

新たな評価制度に向けて

平成25年10月からスタートした第5期委員会では、平成17年に発足した第1期からの考え方を継承し、「市民にとって分かりやすい評価」という視点で、検証に取り組んできました。

本委員会の9年間にわたる活動により、施策内容等に関する説明の平易化や、各施策の成果の説明に資する参考指標の活用などについて、大幅な改善が図られてきました。

一方で、これまで提言された課題である内部評価能力の継続的な向上や、市民に分かりやすい評価制度の実現に向けた職員意識の向上などにも、引き続き取り組んでいく必要があります。

本委員会の検証結果については、次年度以降の市の取組に活かすとともに、新たな総合計画の策定や評価制度の見直しに反映され、今後も、川崎市自治基本条例の趣旨に基づき、一層市民の視点に立脚した評価に取り組まれることを望みます。